

第百二十三回国会 衆議院 建設委員會議録

第十三号

平成四年五月二十一日(木曜日) 午前十時十三分開議

出席委員

委員長 古賀 誠君
理事 片岡 武司君 金子原二郎君
理事 北村 直人君 杉山 憲夫君
理事 渡海紀三朗君 三野 優美君
理事 山内 弘君 吉井 光昭君
理事 植竹 繁雄君 川崎 二郎君
理事 瓦 力君 木村 守男君
理事 久野統一郎君 塩谷 立君
理事 野田 実君 萩山 教嚴君
理事 光武 顯君 柳本 卓治君
理事 山本 有二君 石井 智君
理事 木間 章君 貴志 八郎君
理事 洪谷 修君 松本 龍君
理事 伏木 和雄君 藪仲 義彦君
理事 辻 第一君 米沢 隆君

出席政府委員

建設大臣 山崎 拓君
建設大臣官房長 望月 薫雄君
建設省都市局長 市川 一朗君
建設省住宅局長 立石 真君
建設委員会調査室長 杉本 康人君

委員の異動

五月二十一日

辞任 島村 宜伸君

補欠選任 柳本 卓治君

同日 辞任 柳本 卓治君

補欠選任 島村 宜伸君

本日の會議に付した案件
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

古賀委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、昨二十日質疑を終局いたしております。

この際、本案に対し、杉山憲夫君外二名から、自由民主党、公明党・国民會議及び民社党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。吉井光昭君。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

吉井(光)委員 ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、私は、自由民主党、公明党・国民會議及び民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の地価高騰により、大都市地域においては、勤労者世帯の住宅取得が著しく困難になり、また、都心の住宅地への事務所等の無秩序な進出による住環境の悪化等の問題が深刻化しております。一方、地方においては、リゾート開発に伴うマンション建設等による地域の生活環境の悪化等の問題が発生しております。

このため、土地基本法に基づく各種対策が講じられておりますが、これまでの金融、税制等の土地政策に加えて、土地利用計画制度の充実を図る

必要性が強く指摘されているところであります。

また、昭和四十三年のいわゆる新都市計画法の制定以来は二十年が経過した都市計画法及び建築規制制度について、最近の都市化の進展に対応して、良好な市街地の環境を整備し、都市の秩序ある発展を図るため、大幅な見直しをする必要が高くなっております。

このような現下の重要問題に対処するため、適切な住環境の保護等を図るための用途地域制度の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備とあわせて土地の有効利用等を図るための地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るための開発許可制度の改善、技術開発の進展等を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るための木造建築物に係る制限の合理化等の措置を講じて、都市計画制度及び建築規制制度を改善する必要があります。

以上が、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨であります。

次に、この修正案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、市町村の都市計画に関する基本的な方針について、「定めることができる」と「定めるものとする」に改めることといたしました。

第二は、開発許可制度の開発登録簿の記載事項として、市街地調整区域における建ぺい率等の指

定制限及び開発許可を受けた土地における建築等の制限に係るたし書きの許可等をした場合に、その旨を付記すべきことといたしました。

第三は、用途地域の指定のない区域における容積率制限及び建ぺい率制限について、規制数値を追加することといたしました。

第四は、違法な用途転用等の防止に資するため、建築確認等に係る建築物に関する台帳の整備等の措置を講ずることといたしました。

第五は、建築物の定義を見直し、建築物として扱う工作物の範囲を拡大することといたしました。

以上が、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨であります。

古賀委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

古賀委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、順次これを許します。北村直人君。

北村委員 私は、自由民主党、公明党・国民會議及び民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案につきまして、賛成の意向を表明するものであります。

今回の地価高騰に対して、これまで土地基本法の制定を初め、幾つもの立法措置が講じられるとともに、総合土地政策推進要綱等に基づく各種対策が実施されてきたところであります。

地価高騰等によって生じた各種問題に対応した総合的な土地政策の大きな柱として、既に実施されている

新たな問題や住民の犠牲を招くことになりかねません。

以上のように、政府案には改善部分もありますが、それが住民生活を守る方向で活用される手続的保障がなく、また都市の過密を激化させる重大な改悪が含まれておりますので、反対の態度をとるものであります。

また、修正案につきましては、この修正案によって原案の誘導容積制度などの改悪部分や運営上の問題点、非民主的な都市計画の決定システムなどが改善されるものではなく、反対の態度をとるものであります。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、杉山憲夫君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○古賀委員長 起立多数。よって、杉山憲夫君外二名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いて原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○古賀委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○古賀委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、杉山憲夫君外二名より、自由民主党、公明党・国民会議及び民社党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。杉山憲夫君。○杉山委員 ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、公明党・

国民会議及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案はお手元に配付してありますが、その内容につきましても、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 用途地域の細分化に伴い、指定替えに際して安易な規制緩和が行われないよう地方公共団体を指導すること。
二 誘導容積制度及び容積率の適正配分制度の運用に当たり、当該地方公共団体が安易な容積増しを行うことなく、いやしくも、土地の高度利用によって大都市部における一層の集中を招くことのないよう指導すること。

三 市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定において、住民の意見反映が十分に行われるよう地方公共団体を指導すること。
四 都市計画区域以外の区域における建築規制制度の適用に当たっては、区域の指定要件、条例による制限の基準等について、当該地方公共団体の自主性が発揮できるよう十分配慮すること。

五 都市計画事業が円滑に実施できるよう、地方公共団体の財源の確保に十分配慮すること。
六 地方公共団体における都市計画の専門家の養成を図るとともに、都市計画制度及び都市計画に係る補助・融資制度に関するマニュアルを作成すること。

七 本委員会における論議を踏まえて、引き続き、都市計画決定に係る権限及び手続きについて検討を行うこと。
以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○古賀委員長 起立総員。よって、杉山憲夫君外二名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山崎建設大臣。
○山崎國務大臣 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま修正議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。
ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○古賀委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十時三十四分散会

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち都市計画法第十八条の次に一条を加える改正規定のうち第十八条の二第一項中「定めることができる」を「定めるものとする」に改め、同条第四項中「基本方針が定められているときは、当該」を削る。

第一条中都市計画法第三十五条の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。
第四十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「つねに」を「常に」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

第二条のうち建築基準法第二条第二号の改正規定中「第二条第二号」を「第二条第一号中「有するもの」の下に「これに類する構造のものを含む。」を加え、「へい」を「塀」に、「プラットホーム」を「プラットホーム」に、「貯蔵槽」を「貯蔵槽」に改め、同条第二号」に改める。

第二条中建築基準法第九条第一項及び第十項の改正規定の次に次のように加える。
第十二条に次の一項を加える。
5 特定行政庁は、必要に応じ、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳の整備その他の措置を講ずるものとする。

第二条のうち建築基準法第五十二条第一項第五号の改正規定中「十分の二十」を「十分の十、十分の二十又は十分の三十のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定めるもの」に改める。

第二条のうち建築基準法第五十三条第一項第四号の改正規定中「十分の六」を「十分の五又は十分

の六のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定めるもの」に改める。

第二条のうち建築基準法第八十八条第二項の改正規定中「第八十八条第二項中」を「第八十八条第一項中」「第十二条第三項及び第四項」を「第十二条第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十二条第三項から第五項まで」に改める。

附則第三条中「附則第十七条」を「附則第十八条」に改める。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第七條から附則第二十一條までを一條ずつ繰り下げ、附則第六條の次に次の一條を加える。

(開発登録簿に関する経過措置)

第七條 新都市計画法第四十七條第三項の規定は、この法律の施行前にされた旧都市計画法第四十一條第二項ただし書若しくは第四十二條第一項ただし書の規定による許可又は同条第二項の協議については、適用しない。